

10.2 投資・サービス章留保表 (附属書 I & II)

メキシコ

梅津英明*
柴田久**
飯田龍太***

I. 現在留保 (附属書 I)

投資章・サービス章におけるメキシコの中央政府・地域政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り (全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい)。なお、下記で特段の記載のない限り、中央政府レベルでの現在留保を意味する。

分野	留保対象義務/概要
全分野	<p>内国民待遇 (投資章)</p> <p>外国人及び外国企業は、メキシコの国境から 100km までの地帯及びメキシコの海岸から内陸に向かって 50km までの地帯にある陸地及び水域について、その所有権を取得することができない。</p> <p>その他、メキシコ企業のうち「外国人排除条項 (foreigners' exclusion clause)」を規定していない企業に関する制限などが留保されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>「外国人排除条項 (foreigners' exclusion clause)」とは、企業の定款等における明示の規定であって、当該企業が外国人に対し直接又は間接に当該企業の共同経営者又は株主となることを認めてはならない旨を定めたものをいう (附属書 I のメキシコの表の注釈 4 参照)。</p> </div>
全分野	<p>内国民待遇 (投資章)、市場アクセス (サービス章)</p> <p>国家外国投資委員会は、その検討のために提出された申請であって、この表に記載する規制された活動における投資財産の取得又は設立に関するものについて評価を行うため、次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 労働者の雇用及び訓練に対する影響。</p>

* うめつ ひであき/弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし/弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** いいだ りゅうた/弁護士・森・濱田松本法律事務所

	<p>(b) 技術上の貢献。</p> <p>(c) 環境に関する法令に定める環境に関する諸規定の遵守。</p> <p>(d) メキシコの産業全体の競争力の向上に対する貢献。</p> <p>国家外国投資委員会は、申請に関する決定を行う場合には、国際的な貿易を歪めない特定措置の履行要求であって 9.10 条（特定措置の履行要求）の規定により禁止されていないもののみを課することができる。</p>
<p>全分野</p>	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、外資規制のない分野において活動するメキシコの企業の持分の 49%を超える部分を直接又は間接に取得する場合において、その持分の取得を申請する時点における当該メキシコの企業の総資産価値が基準額を上回るときは、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>TPP 協定発効時の基準額は、10 億 US ドルを 2015 年 10 月 5 日の公式為替レートを用いてメキシコペソに換算した額となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>日本・メキシコ経済連携協定では、この閾値は 1.5 億 US ドルを下回らない額とされていたため、TPP 協定により国家外国投資委員会の承認を要しない範囲が拡大することとなる。</p> </div>
<p>全分野</p>	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>メキシコの協同生産組合に参加する外国人の数は、当該組合の構成員の総数の 10%を超えてはならない。</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの協同生産組合については、その持分の 10%までに限り、直接又は間接に所有することができる。</p> <p>外国人は、メキシコの協同生産組合において管理上の職務に従事すること又は経営上の活動を行うことはできない。</p> <p>「協同生産組合」とは、物品の生産又はサービスの提供を目的として、各組合員による物理的又は知的な作業を結び付ける事業体をいう。</p>
<p>通信</p>	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、現地における拠点（サービス章）</p> <p>単独免許及び周波数帯の免許はメキシコの国民又はメキシコ法に基づき設立された企業にのみ与えられる。</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、放送サービスを提供する免許取得企業については、その持分の 49%までに限り参加することができ</p>

	<p>る。</p> <p>外国投資が参加する企業への放送サービス提供の単独免許の認可には外資委員会の承認を要する。</p> <p>その他、先住民のための免許などに関する制限が記載されている。</p>
エネルギー	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、市場アクセス及び現地における拠点（サービス章）</p> <p>メキシコ国家は、その領域内の地下の炭化水素について直接的、不可侵かつ永久的な所有権を有する。メキシコ国家のみが、資格授与又は契約を通じて、炭化水素の探査及び生産を行うことができる。探査及び生産に関する契約には、常に、地下の炭化水素はメキシコ国家の所有物である旨が規定されなければならない。</p> <p>メキシコ域内で資格授与並びに探査及び生産契約を通じて行われる探査及び生産活動は、平均して、最低国家調達率目標に従ってなされなければならない。</p>
エネルギー	<p>現地における拠点（サービス章）</p> <p>ガソリン及びディーゼル燃料の一般人への販売許可は、エネルギー規制委員会（the Energy Regulatory Commission）により、2016年1月1日以降、メキシコ領域内に設立された経済主体（economic agent）に対して付与される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>日本・メキシコ経済連携協定では、メキシコ国民及び外国人排除条項を有するメキシコ企業のみがガソリンの小売業に従事し、又はガソリン、軽油、潤滑油、油脂若しくは添加剤の流通若しくは小売販売に携わる給油所の運営等をできるものとされていた。</p> </div>
製造業	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって爆発物、花火、火器、弾薬筒及び弾薬を製造するものについては、その持分の49%までに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、産業活動及び採取活動のための爆発性混合物の調製を行う企業については、この限りでない。</p>
運輸	<p>内国民待遇（投資章）、現地における拠点（サービス章）</p> <p>空港又はヘリポートを建設及び運営又は運営するためには、通信運輸省の免許を要する。メキシコの企業のみが、かかる免許を取得できる。</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立さ</p>

	<p>れており又は設立される企業であって公共の用に供する飛行場に係る特許又は許可を受けたものについて、その持分の 49%を超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。</p> <p>この決定に当たり、国家外国投資委員会は、国家の発展及び技術の開発の促進並びに国家主権の保全に配慮する。</p>
<p>運輸</p>	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役 (投資章)、現地における拠点 (サービス章)</p> <p>他の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、メキシコにおいて登録された航空機を使用して特殊な航空サービスを提供するものについては、その議決権のある持分の 25%までに限り、直接又は間接に所有することができる。そのような企業の取締役会の長及び当該取締役会の構成員の少なくとも 3 分の 2 並びに当該企業の管理職員の少なくとも 3 分の 2 は、メキシコの国民でなければならない。メキシコの国民及びメキシコの国民がその議決権のある持分の 75%を所有し又は支配する企業であって、取締役会の長及び管理職員の少なくとも 3 分の 2 がメキシコの国民であるもののみが、メキシコにおいて航空機を登録することができる。</p> <p>メキシコの区域内において特殊な航空サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、これらのサービスを提供しようとする者がメキシコの区域内に住所を有している場合に限り、与えられる。</p>
<p>運輸</p>	<p>内国民待遇及び現地における拠点 (サービス章)</p> <p>物資 (エネルギー物資及び基礎石油化学物質を除く。) を輸送するパイプラインを建設し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。</p>
<p>全分野</p>	<p>内国民待遇 (投資章・サービス章)、最恵国待遇 (投資章・サービス章)、特定措置の履行要求 (投資章)、経営幹部及び取締役会 (投資章) 並びに現地における拠点 (サービス章)</p> <p>地域政府レベルの留保として、メキシコ合衆国の州における既存の全ての不適合措置が規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【解説・コメント】</p> <p>地域政府とは、メキシコについては、メキシコ合衆国の州をいう (1</p> </div>

章附属書 1A)。

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・メキシコ経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。TPP 協定では、上記で個別に指摘した事項に加え、日本・メキシコ経済連携協定で留保されていた、経済省に認可された直接輸出者・間接輸出者に対する一定額・割合以上の輸出の義務付けの留保がなされないなど、非関税障壁の削減・撤廃が合意されている。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるメキシコの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>最恵国待遇（投資章）</p> <p>メキシコは、TPP 協定が発効するまでの間に発効した二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>メキシコは、以下に関する事項について、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空</p> <p>(b) 漁業</p> <p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p>

また、メキシコは、以下の項目を除き、市場アクセスについての措置を採用・維持する権利を留保する。

【解説・コメント】

メキシコは、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条における義務の改善点を記載する形式ではなく、サービス章の「市場アクセス」の義務を負う範囲を附属書 II に列挙している。以下については、中央政府レベルで適用され、地域政府にも TPP 協定の発効日時点の GATS 第 16 条における個別の義務に従って適用される。しかし、地方公共団体や地方政府のレベルには適用されない。

【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの制限
1.実務サービス	
A.自由職業サービス ・法律サービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
B.電子計算機及び関連のサービス ・ハードウェア設置に関連する相談サービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
C.研究及び開発のサービス ・エンジニアリング及び技術の研究及び実験的開発のサービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
D.不動産に係るサービス ・所有し又は賃借する不動産に係るサービスなど	第 1 モード：約束しない。 第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
E.運転者を伴わない賃貸サービス	
・運転者を伴わない船舶の賃貸サービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
・運転者を伴わないその他の運送機器の賃貸サービスなど	第 1 モード：約束しない。 第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
F.その他の実務サービス	
・広告サービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
・農業、狩猟及び林業に付随するサービスなど	第 1 モード及び第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：1.A の「自由職業サービス」

	<p>の項目において定められた事項を除き制限しない。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
・警備サービスなど	<p>第1モード：約束しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。但し、各輸送手段に必要な条件が満たされなければならない。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
・建築物の清掃サービスなど	<p>第1モード及び第3モード：制限しない。</p> <p>第2モード：約束しない。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
・会議サービスなど	<p>第1モード：約束しない。</p> <p>第2モード及び第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
2.通信サービス	
B.クーリエサービス	<p>第1モード：約束しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。但し、各輸送手段に必要な条件が満たされなければならない。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
C.電気通信サービス	<p>第1モード：国際通信は、規制当局から許認可を受けた自然人又は法人のポートを通じてのみ行うことができるなどの制限がある。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：一定の制限がある。</p> <p>第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>

<p>・音声電話サービスなど</p>	<p>第 1 モード：国際通信は、規制当局から許認可を受けた自然人又は法人のポートを通じてのみ行うことができるなどの制限がある。</p> <p>第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<p>・ファクシミリサービス</p>	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<p>・その他のサービス</p>	<p>第 1 モード：国際通信は、規制当局から許認可を受けた自然人又は法人のポートを通じてのみ行うことができるなどの制限がある。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：一定の制限がある。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<p>D.音響映像サービス</p>	
<p>・映画の制作サービス</p>	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限なし。但し、映写には内務省の許可を要する。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<p>・映画の映写サービス</p>	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限なし。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<p>・ラジオ及びテレビのサービス</p>	<p>第 1 モード：制限しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：連邦電気通信委員会がマルチプログラミングへのアクセスについて許可を与えるなどの制限がある。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス</p>

	ス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
3.建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス	
A.建築物に係る総合建設工事 ・居住用建物など	第 1 モード、第 2 モード及び第 4 モード：約束しない。 第 3 モード：制限しない。
B.土木に係る総合建設工事 ・都市開発など	第 1 モード及び第 2 モード：約束しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
D.建築物の仕上げの工事 ・電気、配管、排水設備の設置など	第 1 モード及び第 2 モード：約束しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
E.その他 ・特殊な業務	第 1 モード及び第 2 モード：約束しない。 第 3 モード：一定のサービスを除き、制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
4.流通サービス	
A.問屋サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
B.卸売サービス ・非食料品の卸売など	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
C.小売サービス ・スーパーマーケット等での食料品の小売など	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
D.フランチャイズ	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス

	ス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
5.教育サービス	
A.初等教育サービス	第1モード及び第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。但し、公教育省又は州当局からの事前承認を要する。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
B.中等教育サービス	第1モード及び第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。但し、公共教育省又は州当局からの事前承認を要する。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
C.高等教育サービス	第1モード及び第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。但し、公共教育省又は州当局からの事前承認を要する。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
E.その他の教育サービス	第1モード及び第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。但し、公共教育省又は州当局からの事前承認を要する。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
6.環境サービス	
A.汚水サービス	第1モード:約束しない。 第2モード及び第3モード:制限しない。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
B.付加的な環境サービス ・廃棄物処理サービスなど	第1モード:約束しない。 第2モード及び第3モード:制限しない。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
C.衛生サービス	第1モード:約束しない。 第2モード及び第3モード:制限しない。 第4モード:約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。

8.健康に関連するサービス及び社会事業サービス	
A.病院サービス	<p>第1モード：約束しない。 第2モード及び第3モード：制限しない。 第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
B.その他の人に係る健康サービス ・医療診断に付随する民間臨床検査サービスなど	<p>第1モード：約束しない。 第2モード及び第3モード：制限しない。 第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
9.観光サービス及び旅行に関連するサービス	
A.ホテル及び飲食店	
<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルサービスなど 	<p>第1モード、第2モード及び第3モード：制限しない。但し、関係当局（中央、地域又は地方）からの当該サービスへ従事するための許可の保有が必要。 第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・モーテルサービスなど 	<p>第1モード：約束しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。但し、関係当局（中央、地域又は地方）からの許可を要する。 第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
B.旅行業サービス	<p>第1モード及び第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。但し、関係当局（中央、地域又は地方）からの許可を要する。 第4モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
C.観光客の案内サービス	<p>第1モード：約束しない。 第2モード：制限しない。</p>

	<p>第 3 モード：制限しない。但し、関係当局（中央、地域又は地方）からの許可を要する。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
D.その他	
・スパサービス（一定のものに限る）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
・ケータリングサービスなど	<p>第 1 モード：約束しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。但し、関係当局（中央、地域又は地方）からの許可を要する。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
10.娯楽、文化及びスポーツのサービス	
A.興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む）	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
B.通信社サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
C.図書館、記録保管所、博物館及びその他の文化サービス	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
D.スポーツその他の娯楽のサービス	
・スポーツイベント組織サービスなど	<p>第 1 モード：約束しない。</p> <p>第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツプロモーションサービス 	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
11. 運送サービス	
A. 海上運送サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ・国際運送（貨物及び旅客） 	<p>第 1 モード：一定のサービスはメキシコの海運会社に留保される。</p> <p>第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送の補助サービスなど 	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・海上貨物運送取扱サービスなど 	<p>第 1 モード：約束しない。</p> <p>第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
C. 航空運送サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ・航空運送の補助サービス 	<p>第 1 モード：約束しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。但し、空港運営には通信運輸省からの免許を要する。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
E. 鉄道運送サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ・プッシング又は牽引サービスなど 	<p>第 1 モード：約束しない。</p> <p>第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
F. 道路運送サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送機器の保守及び修理のサービスなど 	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。</p>
G. パイプライン輸送	
<ul style="list-style-type: none"> ・他の物品の輸送（エネルギー以外のパイ 	<p>第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。</p>

プラインに限る)	第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
H.全ての形態の運送の補助的なサービス ・航空運送の補助サービスなど	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
I.その他の運送サービス	
・路面運送	第 1 モード：約束しない。 第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
・地下鉄運送など	第 1 モード：分野横断的なセクションで記載されたもの除き約束しない。 第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
12.その他のサービス	
・靴及びその他の皮革製品の修理など	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、「ビジネス関係者の一時的な入国」章の制約を除く。
・鍵屋サービス	第 1 モード及び第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。但し、地域又は地方の関係当局が許可の責任を負う。 第 4 モード：「ビジネス関係者の一時的な入国」章に定められた事項を除き約束しない。

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・メキシコ経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。

日本・メキシコ経済連携協定では、市場アクセスに関する義務は規定されていなかったが、TPP 協定では、上記の範囲で市場アクセスの義務を負うことを約束している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆した。